家畜衛生広報ながのながの

長野家畜保健衛生所 北信家畜畜産物衛生指導協会

〒380-0944 長野市安茂里米村1993 :026-226-0923 Fax:026-227-2665

平成15年(2003年)5月30日

動物用医薬品を使用したときは記録しましょう。

いままでも動物用医薬品の使用については、畜水産物の安全性を確保することや 事故防止のため、獣医師の指示書に基づく使用や、用量、使用禁止期間の遵守など の規制が行われてきました。

現在安全・安心な畜産物の供給を求める声は益々大きくなっています。また、畜産物の生産履歴を製品に示すことによって消費者に安心して買ってもらおうという動き(トレーサビリティシステムの確立)も、耳標による牛の個体識別システム、長野県が支援している牛肉の安心シール事業等を手始めに始まっています。

このような情勢を踏まえ、「動物用医薬品の規制に関する省令」が一部改正され、 平成15年4月28日から「動物用医薬品の使用者は以下の事項を記録するよう努め なければならない。」こととなりました。

= 記録する事項は・・・・ =

医薬品を使用した年月日

医薬品を使用した場所

使用対象動物の種類、頭羽数及び特徴

医薬品の名称

医薬品の用法、用量

使用対象動物及びその生産する乳・鶏卵等を食用に供するためにと殺も

しくは水揚げまたは出荷することが出来る年月日

=対象となる医薬品は・・・・

抗生物質、駆虫薬など

省令中の別表第1と第2に記載されている使用禁止期間が定められた医薬品

今のところ特に様式は定められておりませんので、ノートなり、ご自分の記録帳なりに書いておいていただけばいいと思います。

「これくらいのことは記録してるよ」という方もおられると思います。残留事故の防止のためにも、投薬歴を頭に入れておくだけでなく実際に紙に記録し、牛乳や肉豚、肉牛等出荷の時には必ず確認するようにしましょう。

21世紀 環境と農業復権の世紀 人に、地球にやさしい農業を